

国宝の指定

○ 国宝 法華經（久能寺經） 四卷

大きさ 随喜功德品第十八（26.7cm×196.4cm）

所有者 個人（神戸市東灘区在住）

本經は鳥羽上皇（1103～1156）らが結縁して書写した法華經で、久能寺經と通称され、平家納經と並び平安時代後期を代表する装飾經として貴重なものである。結縁者には女性が多い。料紙には美しい染紙を用い、金銀箔・砂子などを散らした上に蝶、鳥、蓮華などを彩絵している。

装飾經のなかでも出色の出来栄であり、また現存する久能寺經のなかで作成当初の表紙・見返など原装を伝える唯一のものである。

（平安時代）



【用語解説】

○ 法華經（久能寺經）

□久能寺經（くのうじきょう）

久能寺經は、静岡県静岡市の久能山にある久能寺（現在は、鉄舟寺）に伝わった装飾經。平安時代に流行したかたちで、『法華經』8巻を28品に分け、開經と結經をあわせた全30巻を30人の結縁者が一巻ずつ作成したもの。久能寺經各巻の巻末に担当した名前が書きとめられており、それによると、鳥羽上皇や皇后・待賢門院（藤原璋子）を中心として女御、女房らが結縁者であったことがわかる。

今回指定の4巻は、葉草喻品（第5）、從地湧出品（第15）、隨喜功德品（第18）、普賢菩薩勸發品（第28）。この4巻以外に、鉄舟寺に19巻（国宝・うち2巻は補写本[第26、28]）、東京国立博物館に3巻（重要文化財）、五島美術館に2巻（重要文化財）、合わせて28巻あり、原本4巻が欠失している。

□隨喜功德品第十八（ずいきくどくぼんだいじゅうはち）

平安時代に流行したかたちで、『法華經』8巻を28品に分け、その十八番目。

□結縁（けちえん）

今すぐ仏道に入って悟りを開くことができなくても、いつか仏道に入るために、仏教と縁を結ぶこと。仏・菩薩が衆生を救うために行う場合と、人間の方から縁を結ぶ場合とがある。

今回の指定物件の場合は、鳥羽上皇や皇后・待賢門院（藤原璋子）を中心として女御、女房らが結縁者。

【制 度】

○国宝（文化財保護法第27条第2項）

文化財保護法によって国が指定した重要文化財（有形文化財）のうち、「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるもの」を文部科学大臣が指定したもの。

・有形文化財（文化財保護法第2条）

建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

・文化財保護法施行（1950年）以前の「国宝」

1897年の古社寺保存法、1929年の国宝保存法のもとでは、「国宝」と「重要文化財」の区別はなく、国指定の有形文化財はすべて「国宝」と称されていた。文化財保護法施行に伴い、この国宝はすべて「重要文化財」に指定されたものと見なされ、その「重要文化財」の中から「国宝」が指定された。

○国宝と重要文化財の違い

・修理に関する命令・勧告（文化財保護法第37条）

国宝がき損している場合、文化庁長官は、保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができるが、国宝以外の重要文化財にあつては、上記命令をすることはできない。

・文化庁長官による国宝の修理（文化財保護法第38条）

文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体が第37条の命令に従わないとき等においては、国宝を自ら修理を行い、滅失、き損、盗難の防止の措置をすることができる。

【兵庫県の国宝指定】

○国宝指定数（数は左下表参照。内訳は別紙一覧表参照）

○国宝指定状況

・国宝は平成21年以来の指定（右下表参照）

- ・美術工芸品：平成21年7月「紙本墨画淡彩夜色楼台図 与謝蕪村筆 一幅」が直近
- ・建造物：昭和30年6月の「太山寺本堂」が直近

兵庫県の国宝指定数内訳

分野		今回指定	累計
美術工芸品	絵画	—	2
	彫刻	—	1
	工芸	—	2
	書跡	1	4
	考古	—	1
建造物		—	1 1
合 計		1	2 1

兵庫県の国宝指定状況

指定年	美術工芸品	建造物
昭和26年		5
昭和27年	1	4
昭和28年	2	
昭和29年	1	1
昭和30年		1
昭和39年	2	
昭和40年	1	
昭和45年	1	
平成21年	1	
平成29年	1	
合 計	1 0	1 1

兵庫県内の国宝

(1) 美術工芸品

種別	指定年月日	名 称	所有者(管理者)	所在地	時代 年代
絵画 国宝	明34・8・2 昭28・3・31	絹本着色聖徳太子及天台高僧像	10幅 一乗寺	加西市坂本町821-17	平
彫刻 国宝	明34・8・2 昭39・5・26	木造阿弥陀如来及両脇侍立像(浄土堂安置)	3軀 浄土寺	小野市浄谷町2094	鎌
工芸 国宝	昭13・7・4 昭29・3・20	短刀 朱銘貞宗 本阿花押(名物伏見貞宗)	1口 (公財)黒川古文化研究所	西宮市苦楽園3-14-50	鎌
工芸 国宝	昭10・4・30 昭28・11・14	短刀 銘来国俊	1口 (公財)黒川古文化研究所	西宮市苦楽園3-14-50	鎌
書跡 国宝	昭30・2・2 昭39・5・26	賢愚経残卷(大聖武) 甲巻 四百六十一行 乙巻 五百三行	2巻 (公財)白鶴美術館	神戸市東灘区住吉山手6-1-1	奈
書跡 国宝	昭39・5・26 昭40・5・29	大般涅槃経集解 附 大般涅槃経後分 2巻	71巻 (公財)白鶴美術館	神戸市東灘区住吉山手6-1-1	奈～江
書跡 国宝	昭27・3・29 昭27・3・29	世説新書巻第六残巻 紙背金剛頂蓮花部心念誦儀軌	1巻 個人	伊丹市伊丹	唐
考古 国宝	昭44・6・20 昭45・5・25	袈裟褌文銅鐸 両面在画像 袈裟褌文銅鐸 銅鐸 流水文銅鐸 銅戈 兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町出土	2口 8口 1口 3口 7口 神戸市	神戸市中央区加納町6-5 (神戸市立博物館保管)	弥 弥 弥 弥 弥
絵 国宝	昭50・6・12 平21・7・10	紙本墨画淡彩夜色楼台図 与謝蕪村筆	1幅 個人	神戸市東灘区	江

(2) 建造物

種別	指定年月日	名 称	所有者 (管理者)	所在地	時 代 年 代
建造物 国宝	大2・4・14 昭30・6・22	太山寺本堂 桁行7間、梁間6間、 一重、入母屋造、銅板葺	1棟 太山寺	神戸市西区 伊川谷町前開224	鎌 弘安8 〔勅化状〕
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・11・22 昭27・11・22 (追加)	鶴林寺本堂 桁行7間、梁間6間、一重、入母屋造、本瓦葺 附 棟札 2枚 宮殿上棟応永 二二年 丁丑卯月十五日の記がある もの 寛政九 丁 巳 載十一月七日上棟の記があるもの	1棟 1 1 鶴林寺	加古川市加古川町 北在家424	室 応永4 〔厨子棟札〕
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・11・22	鶴林寺太子堂 桁行3間、梁間3間、正面一間通り庇付、 一重、宝形造、庇葺きおろし、檜皮葺	1棟 鶴林寺	加古川市加古川町 北在家424	平 天永3 〔屋根板正中3 墨 書〕
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・3・29	浄土寺浄土堂(阿弥陀堂) 桁行3間、梁間3間、一重、宝形造、本瓦葺	1棟 浄土寺	小野市浄谷町1951	鎌建久3 〔浄土寺文 書〕

種別	指定年月日	名 称	所有者 (管理者)	所在地	時 代 年 代
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・3・29	一乗寺三重塔 1基 三間三重塔婆、本瓦葺	一乗寺	加西市坂本町821-17	平 承安元 〔伏鉢銘〕
建造物 国宝	大 12・3・28 昭29・3・20 昭29・3・20 (追加) 昭29・3・20 (追加)	朝光寺本堂 1棟 桁行7間、梁間7間、一重、寄棟造、向拝3間、本瓦葺 附 厨子 1基 四間厨子(元三間厨子)、寄棟造、本瓦形板葺 厨子裏旧嵌板 2枚 本堂之本尊御移徙応永廿年 1 癸巳八月十五日の記事があるもの 仏壇之建立応永廿年 癸巳八月十五日及び 1 上尊正長元年十月口日の記事があるもの	朝光寺	加東市畑609	室 応永20～正長元 〔附嵌板墨書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城大天守 1棟 五重六階、 地下一階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長 〔唐破風添 棟木墨書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城西小天守 1棟 三重三階、 地下二階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長14 〔内法長押墨書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城乾小天守 1棟 三重四階、 地下一階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長14 〔内法長押墨書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城東小天守 1棟 三重三階、地下一階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体)	姫路市本町68	桃 慶長14頃
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓 4棟 イ、ロ、ハの渡櫓 各二重二階、地下一階付、本瓦葺 附 台所 1棟 ニの渡櫓 二重櫓門、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長14頃